

庄原市地域公共交通計画（仮称）の策定について

1. 趣旨

本市においては、「第2期庄原市生活交通ネットワーク再編計画（計画期間：平成28～32年度。以下「第2期再編計画」という。）」により、市内の生活交通網が効率的に形成できるよう再編を行ってきた。この第2期再編計画が、本年度末で終了するため、次期計画を策定する。

なお、令和2年5月に改正された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年10月1日施行。以下「活性化再生法」という。）において、地方公共団体による「地域公共交通計画」の策定が努力義務とされ、今後、地域公共交通計画の作成が、生活交通路線維持費国庫補助金等の国の補助金の交付要件となる見込みである。

このため、次期計画については、活性化再生法に規定する地域公共交通計画として「庄原市地域公共交通計画」（以下「本計画」という。）を策定することとする。

2. 計画期間 令和3（2021）年度～令和7（2025）年度 （5年間）

3. 他計画との関係

本計画は、上位計画である「第2期庄原市長期総合計画」の趣旨に沿って策定するとともに、庄原市都市計画マスタープラン等の関連計画との調和が保たれたものとする。

また、国が活性化再生法の規定により今後定める予定の「基本方針」を踏まえて策定する。

4. 計画に記載する事項

活性化再生法では、地域公共交通計画の記載事項を、次のとおり規定している。

	庄原市地域公共交通計画（仮称）	<参考>第2期庄原市公共交通ネットワーク再編計画
根拠法	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	—
位置づけ	法定計画 ※活性化再生法第5条第1項	任意計画
策定主体	地方公共団体（庄原市） ※計画を作成しようとするときは、協議会が組織されている場合には協議会における協議をしなければならない（活性化再生法第5条第10条）	庄原市 ※道路運送法施行規則の規定に基づき設置する庄原市公共交通会議で計画内容を協議。
計画内容	<p>① <u>地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針</u></p> <p>② 計画の区域</p> <p>③ 計画の目標</p> <p>④ <u>目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項</u></p> <p>⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項</p> <p>⑥ 計画期間</p> <p>⑦ <u>前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項</u></p> <p>※活性化再生法第5条第2項の規定による</p>	<p>①生活交通の確保と再編により目指すべき生活交通の基本方針 【第2期再編計画 基本方針】 「誰もが安心・快適な暮らしが実感できる移動環境の確保」</p> <p>②計画の区域</p> <p>③計画の目標</p> <p>④目標を達成するために行う市の施策</p> <p>⑤計画の目標値の設定と進行管理</p> <p>⑥計画期間</p> <p>⑦実施計画の作成 ※別途実施計画を作成し、新たな生活交通の導入や既存路線の見直し方針等を明示。毎年、実績に基づき見直しを行う。</p>

5. 策定の流れ

①本市の概況整理

- ・人口動向、主要施設の立地状況、その他関連する統計情報等の収集・整理

②地域公共交通の現況整理

- ・生活交通路線の利用実態調査（JR・バス・市民タクシー・有償運送事業等）
- ・タクシー利用の状況
- ・市の施策による外出支援・移動支援等の状況

③地域公共交通に対する市民ニーズ調査の実施

- ・住民や関係機関、関係団体を対象に、アンケートやヒアリング調査を実施

④第2期再編計画の評価

- ・第2期再編計画において実施した施策や事業について、効果を検証
- ・設定した目標値ごとの達成状況の把握と分析

⑤課題整理

- ・各種データや調査、第2期再編計画の評価結果等を踏まえ、本市の公共交通に関するニーズと課題を整理

⑥骨子案の検討

- ・本市における基本方針、目標、取組の方向性を検討

⑦施策・事業の検討

- ・施策及び事業内容の検討
- ・目標値の設定

⑧計画案の検討

⑨パブリックコメントの実施

⑩計画決定

6. 策定体制

(1) 庄原市地域公共交通会議による協議

「庄原市地域公共交通会議」(以下「交通会議」という。)を法定協議会と位置づけ、本計画の策定及び推進に係る協議等を行う。

なお、活性化再生法に基づく法定計画は、地域旅客運送サービス(※)の持続可能な提供の確保に資するよう作成することとされており、生活交通の確保のほか、まちづくりや観光との連携も視点に加えることとなる。このため、交通会議の委員には、交通関係者以外の者を加えた。

(2) 庄原市地域公共交通会議ワーキング会議の設置

多岐にわたる協議を行うため、課題やテーマごとの議論がより深まるよう、下部組織となる「ワーキング会議(仮称)」を設置し、論点や検討材料を交通会議に提示することとする。

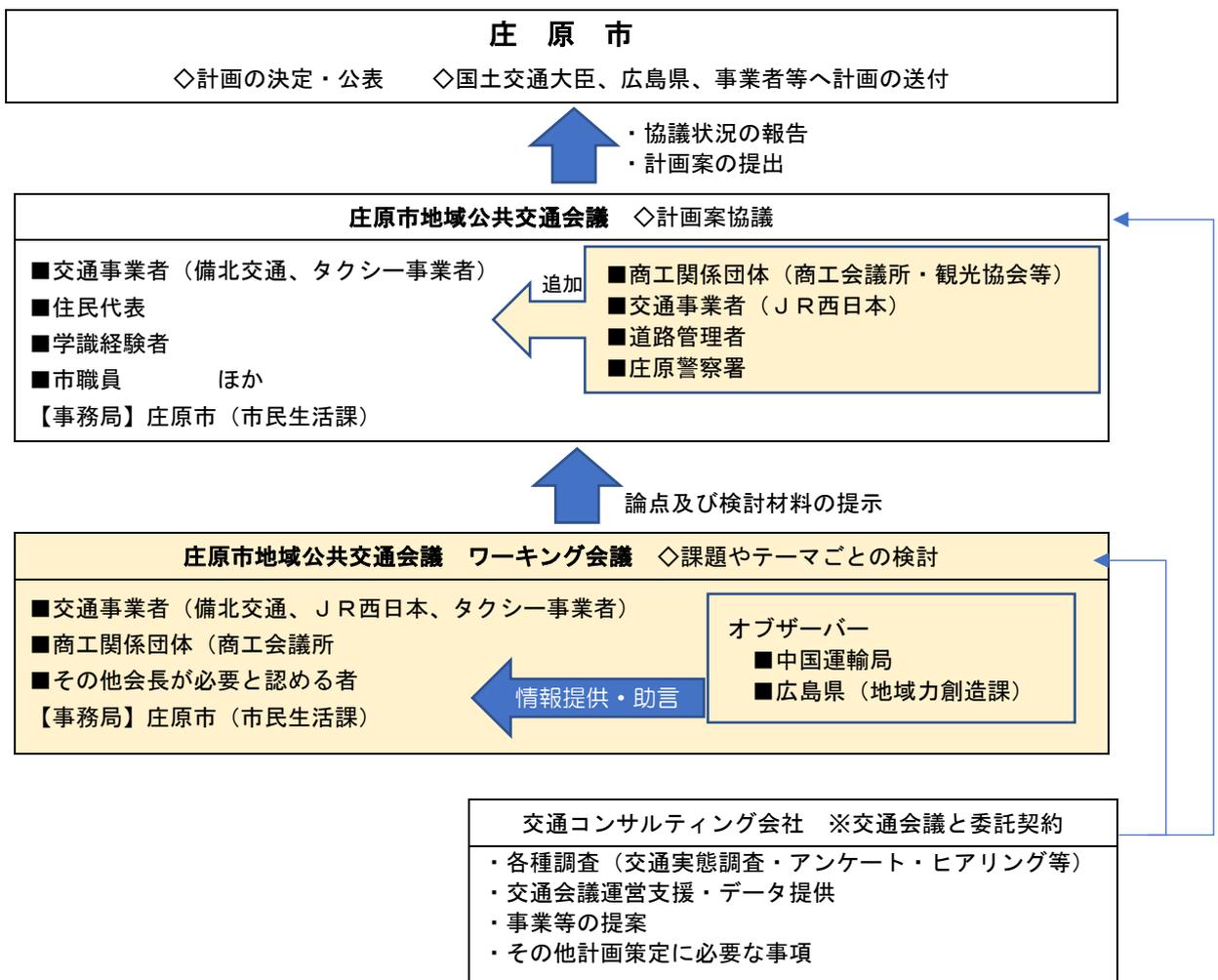
※「地域旅客運送サービス」とは

地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るための基盤となる地域における旅客の運送に関するサービス(活性化再生法第1条本文中)

(3) 関係機関によるサポート

本計画を法定計画として策定することから、中国運輸局及び広島県から、交通会議及びワーキング会議に参加し、本計画の策定に対する情報提供や助言等の協力が可能との提案があった。

また、中国運輸局の提案により、令和元年度に広島県内の交通に関する調査を行った世界経済フォーラム第4次産業革命日本センターからも、データ提供等の支援を受けることとなった。



※ 計画策定に係る費用について、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）」を予定しているが、所管する中国運輸局より、令和2年度においては申請者を「法定協議会」のみとする旨の連絡があった。

このため、「庄原市地域公共交通会議」が、会計を持って調査事業を実施することとし、当該補助金の申請を行う。これにより、計画策定にかかる調査業務等の委託契約についても、交通会議を契約者とする。

協議会の事業実施に要する経費は、市の負担金、国の補助金及びその他の収入とし、契約事務を含む会計処理は、事務局である庄原市（市民生活課）が行うこととするが、契約等を行う際は、事前に市の承認を得ることとする。また、会計の監査を行うため、交通会議に監事2名を置くこととした。

【参考】活性化再生法で規定する「地域公共交通計画」の概要

(1) 計画作成（第5条第1項）

地方公共団体は、国が定める基本方針に基づき、当該市町村の区域内において、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための「地域公共交通計画」を作成するよう努めなければならない。

(2) 計画の構成（第5条第2項・第3項）

地域公共交通計画においては、次の事項を定めるものとする。

- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 地域公共交通計画の区域
- ③ 地域公共交通計画の目標
- ④ 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- ⑤ 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
- ⑧ その他、次に掲げる事項を定めるよう努める
 - ・ 第37条の規定による資金の確保に関する事項
 - 第37条 国及び地方公共団体は、地域公共交通計画に定められた目標を達成するために行う事業、新地域旅客運送事業及び新モビリティサービス事業の推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。
 - ・ 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
 - ・ 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
 - ・ その他地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

(3) 協議会（第6条、第5条第10項）

地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

- 【構成】
- ・ 当該地方公共団体
 - ・ 関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
 - ・ 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他当該地方公共団体が必要と認める者

また、地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、この協議会が組織されている場合は、前記(2)④(事業及びその実施主体に関する事項)について、協議会における協議をしなければならない。

(4) 評価等（第7条の2）

地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、毎年度、施策の実施状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、計画を変更するものとする。また、その結果を速やかに国土交通大臣に送付しなければならない。